

年末の交通安全県民運動実施要綱

期間：令和元年12月11日（水）～12月31日（火）

運動の目的	この運動は、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。	
運動の進め方	実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開するものとする。	
実施事項		
重点	飲酒運転の撲滅	子供と高齢者の交通事故防止 ～横断歩道マナーアップの推進～
運転者・歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は、絶対しない、させない、許さない。そして、見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 車を運転するときは、アルコールが残っていないか確認しましょう。 ○ 飲酒運転を見かけたら、迷わず110番通報しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道が近くにある場所では、横断歩道を渡りましょう。 ○ 夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい服装や反射材用品を身につけましょう。 ○ 運転者は、早めにライトを点灯し、ハイビームを効果的に活用しましょう。 ○ 高齢運転者は、身体機能の変化に応じて、体調や天候、道路状況等を考えた安全運転に努めましょう。
家庭・地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合しましょう。 ○ 車を運転することを知りながら酒を勧めること、酒を飲んでいる人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することは犯罪です。お互いに注意合いしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供や高齢者に対する交通安全指導や保護誘導活動を推進しましょう。 ○ 交通上の危険な箇所について話し合い、安全な通行方法などを確認しましょう。
実施機関・団体は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。 ○ 企業・店は飲酒運転撲滅宣言企業（店）に登録し、「ハンドルキーパー運動」を積極的に推進しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。 ○ 安全運転サポート車等の普及や参加・体験型講習会等の開催を促進しましょう。 ○ 運転適性相談窓口の周知に努めましょう。

● 改正道路交通法（携帯電話使用等による「ながら運転」の厳罰化）に関する周知（12月1日施行）

	保持（※）		交通の危険（※）	
	改正前	改正後	改正前	改正後
違反点数	1点	3点	2点	6点
反則金額	大型	7,000円	25,000円	非反則行為（※）
	普通	6,000円	18,000円	
	二輪	6,000円	15,000円	
	原付	5,000円	12,000円	
罰則	5万円以下の罰金	6月以下の懲役 または10万円以下の罰金	3月以下の懲役 または5万円以下の罰金	1年以下の懲役 または30万円以下の罰金

※保持・・・運転中の携帯電話での通話や、画面を注視する違反～「携帯電話使用等（保持）」

※交通の危険・・・通話や注視により、交通の危険を生じさせる違反～「携帯電話使用等（交通の危険）」

※非反則行為・・・「交通の危険（交通事故など）」を生じさせた場合、反則金の納付により刑事責任を免れる交通反則通告制度の適用外となり、直ちに、刑事手続の対象となる。